平成２５年（フ）第８６７号
名古屋市南区豊２丁目41番14号　明豊ビルＣ－６号、従前の住所名古屋市南区豊２丁目14番６号　宝マンション神宮南817号
債務者　森よし美こと　森　　由美(旧姓高木)
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２４号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字古流作１番地の29　ビラ泉101号
債務者　譜久里　満
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９５５号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘７棟515号
債務者　長野　清治
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９５６号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘７棟515号
債務者　長野　宏子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９１号
神奈川県横須賀市二葉１丁目25番Ｃ―501号
債務者　山藤　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第９７号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目13番Ｂ―107号
債務者　鈴木冨美子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１１７号
青森市佃２丁目４番30号　フルハウス10・101号
債務者　三上　春香
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
熊本市中央区出水３丁目５番７号、前住所佐賀市巨勢町大字牛島628番地１
債務者　栗崎　太一
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８８号
熊本県宇城市三角町中村4522番地
債務者　田代　奈菜
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９４号
熊本県菊池市泗水町吉富476番地２　プレインハイツⅡ202号
債務者　吉國　　久
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９５号
熊本市南区出仲間７丁目７番10号
債務者　田中　幸広
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９６号
熊本市南区出仲間７丁目７番10号
債務者　田中　澄子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４０２号
熊本市東区上南部２丁目７番31号　コーポ上南部６号室、前住所熊本市北区植木町舞尾507番地
債務者　中村　章宏
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８２号
長崎県佐世保市指方町5040番地３　介護老人保健施設ひまわり内、旧住所長崎県佐世保市権常寺町858番地
債務者　柴田ヒサヨ
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
松江市西津田４丁目７番48号　ニューミシマ205号
債務者　家原　　満
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８４号
島根県雲南市大東町養賀836番地４、前住所島根県雲南市三刀屋町下熊谷1672番地１
債務者　狩野　　孝
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
松江地方裁判所民事部